

けやきマルシェ食品出店要項

2017.09.08

1	食品登録について	出店内容に1つでも食品を含む方は、食品登録の必要があります。 お申込みの際に、年間出店品目をご記入下さい。そしてマルシェ当日にお持ちの許可証のコピーを提出して下さい。
2	必要なもの	お持ちの許可証のコピー
3	提出方法	お申込みの際にメール (info@keyaki-marche.jp) かFAX(072-396-4399)でお送りいただくか、けやきマルシェ当日の本部で提出して下さい。
4	許可証について	<p>①野菜・果物・米等の農産物や茶葉やコーヒー豆(加工しないもの)→許可証不要</p> <p>②焼き菓子・パン・ジャム→講習会修了書や菓子製造業許可証などが必要</p> <p>③コーヒーや紅茶、ソフトドリンク(コップに移し替えるもの) →露店喫茶営業許可や飲食店営業許可が必要 →茶葉や豆の販売で試飲をする場合は許可証不要</p> <p>④店頭で調理して販売するもの→露店飲食店営業許可が必要</p> <p>⑤オムライス等お米を使うもの→移動販売車での出店に限る</p>
5	出店できないもの	<p>①さしみや生野菜を使用したもの(提供直前に加熱を伴わないもの) →現場にて保冷環境を整えることができる場合はOK。</p> <p>②保冷が必要なもの(生クリーム・カスタードクリーム・アイスクリーム・チーズケーキなど) →現場にて保冷環境を整えることができる場合はOK。</p> <p>③卵製品(キッシュ、プリン、ゆで卵、煮卵など) →現場調理にてしっかり火入れする場合はOK。(中心部が75℃ 1分以上の加熱)</p> <p>④カレーやおでん等の煮込み品</p> <p>⑤牛乳や生クリームを使用した飲み物(豆乳やスキムミルクで代用してください)</p> <p>⑥提供直前に加熱を伴わない食肉、魚介類</p> <p>⑦米飯 →移動販売車での出店もしくは現場にて保温・保冷環境を整える場合はOK。</p>
6	個包装について	<p>現場調理品以外の食品は、製造場所にて個包装、封をして個別に原材料表示を行ってください。 会場での個包装、封などは絶対に行わないでください。お守り頂けない場合は退出して頂く場合もございますのでご了承ください。</p> <p>【原材料表示記載事項】 ①食品の名称 ②原材料名 ③賞味(消費)期限 ④保存方法 ⑤製造者氏名 ⑥製造者住所 ⑦製造者連絡先(TEL)</p>
7	現場調理品について	見えやすい場所に、原材料の掲示をお願いいたします。 また、ゴミ箱の設置をお願いいたします。
8	その他	<p>◎現場での原材料の一次加工(野菜をさざむ、タコ焼き用のタコを切る など)はしない。 →許可施設で仕込んだ材料を持ち込んでください。出来るだけ下ごしらえの終わった材料を購入し使用する事が望ましいですが、自ら下ごしらえする場合は十分衛生面の確保された場所で行ってください。</p> <p>◎加熱は十分に行ってください。(中心部が75℃ 1分以上の加熱)</p> <p>◎お金と食品の取り扱いはなるべく別の人が行ってください。</p> <p>◎必ずテントをご使用ください。</p> <p>◎火気使用者は必ず4型以上の消火器をお持ちいただき、火元から離れた場所に設置をお願いいたします。</p> <p>◎氷は植木等に捨てないでください。</p>
9	お問い合わせ	〒573-0057 枚方市堤町10-24 枚方鍵屋別館5階 TEL: 072-396-4400 MAIL: info@keyaki-marche.jp